

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	栄養関係法規類集追録313号 外2点 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社	25,718	R5.1.4	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
2	精神保健福祉関係例規追録(274~275号) 買入	51:図書	東京法令出版株式会社	14,300	R5.1.4	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
3	医薬品、医療機器関係実務便覧 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社	11,350	R5.1.4	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
4	感染症予防関係法令例規集(追録775-782) 買入	51:図書	第一法規株式会社	20,912	R5.1.5	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
5	保健所管理運営用 大阪市保健所床置型空 調機修繕	23:家庭用 電気機器	日本ピーマック株式会社	110,231	R5.1.6	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
6	地方財務実務提要(追録622~623号) 買入	51:図書	株式会社ぎょうせい	5,566	R5.1.13	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
7	空気環境測定器等較正業務委託に伴うセン サー交換修繕	28:理化学 機器	国華電気株式会社	39,600	R5.1.13	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号	別紙のとおり	-
8	公用車(なにわ480た1923)自動車定期点検 整備(法定12ヶ月点検)にかかる追加整備	37:自動車 修理	浪速自動車工業株式会社	6,710	R5.1.27	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号	G33	-

随意契約理由書

- 1 実施名称
保健所管理運営用 大阪市保健所床置型空調機修繕
- 2 契約の相手方
日本ピーマック株式会社
- 3 随意契約理由
本案件は床置型空調機(エラー表示が出るエアコン)の点検及び修繕を行うものである。
現在設置している床置型空調機は、上記業者が製造元であり、保守点検を行っているが、本事業は上記業者以外では技術面の対応が不可能であり、上記業者以外が実施した場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明になり、著しい支障がでる恐れがあることから、本件業務を委託することとし、特名により契約を締結するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
大阪市保健所管理課(電話番号:06-6647-0643)

随意契約理由書

1 実施内容

空気環境測定器等較正業務委託に伴うセンサー交換修繕

2 契約の相手方

国華電機株式会社 代表取締役 吉岡 国土

3 随意契約理由

本件は、空気環境測定器等較正業務委託において、較正業務中に測定器のセンサーを交換する必要が生じたため、別途契約するものである。今回発生したセンサー交換については、測定器を較正していく過程で判明したものであり、現在、較正業務中であるため、機器の状態を把握している上記業者に依頼するのが合理的かつ確実である。

以上の理由より当該業者と契約を行うこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

5 担当部署

健康局健康推進部生活衛生課（電話番号 06-6208-9981）